

令和8年4月より西線を延伸し、循環線として運行を予定しています。西循環線（左回り）を、新たに一般乗合旅客自動車運送事業者に委託するため、運賃及び料金（使用料）の設定に当たり、道路運送法（昭和26年法律第182号）の規定に基づく手続を行います。

1 運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者（予定）

山梨交通株式会社

2 路線又は営業区域

路線 西循環線（左回り）

3 運賃及び料金

北杜市民バス条例（令和元年北杜市条例第25号）及び北杜市民バス条例施行規則（令和元年北杜市規則第26号）による

北杜市民バス条例（抜粋）

（使用料）

第7条 市長は、市民バスを利用する者（以下「利用者」という。）から、別表第2に定める使用料を徴収する。

（使用料の減免）

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第2（第7条関係）

（1）普通使用料（幹線）

路線名（幹線）	金額
南循環線（右回り）、南循環線（左回り）、清里～長坂線（通学・通勤便）、東西線、大泉～長坂線（通学・通勤便）、北線、横手～日野春線（通学・通勤便）、 <u>西線</u> 、白州～日野春線（通学・通勤便）	1乗車200円

※西線を西循環線（右回り）、西循環線（左回り）とする。

（5）幹線・支線共通回数乗車券使用料

種類	枚数	金額
100円券	11枚	1,000円
	57枚	5,000円
	120枚	10,000円
	253枚	20,000円

北杜市民バス条例施行規則（抜粋）  
(普通使用料の減免)

第11条 条例第8条の規定に基づき、次に掲げる者については、条例別表第2の普通使用料を1乗車につき100円（ただし、支線の黒森・江草線における孫女橋バス停を超える移動の場合は、1乗車につき200円）とする。

(1) 障害者

ア 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通達）に基づき、療育手帳の交付を受けている者及びその介護人（介護を必要と認めた場合に限る。）

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人（介護を必要と認めた場合に限る。）

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護人（介護が必要と認めた場合に限る。）

(2) 小学生、中学生及び高校生

(3) 小学生未満（ただし、保護者が同伴する場合は、使用料免除とする。）